



←住宅セーフティネット制度
PR ロゴ

令和 8 年 4 月 9 日
住宅局安心居住推進課

「居住支援協議会・居住支援法人」の活動を支援します！ ～令和 8 年 4 月 9 日（木）から募集開始～

居住支援協議会、居住支援法人が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業の立上げ等を支援する補助事業の募集を開始します。

1) 事業概要

本事業は、住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動を行う「居住支援協議会・居住支援法人」に対して、国がその活動等に係る事業の立上げ等に要する費用の一部を補助するものです。（「別紙」参照）

2) 応募期間

- ・居住支援協議会 令和 8 年 4 月 9 日（木）～4 月 24 日（金）17 時まで
- ・居住支援法人 令和 8 年 4 月 9 日（木）～4 月 28 日（火）17 時まで

3) 応募方法

- ・応募書類を電子メールにより事務局まで提出してください。
- ・応募要件等の詳細については、応募要領をご覧ください。
- ・事務局の連絡先、応募要領、応募書類等は、以下 URL をご確認ください。

居住支援協議会：<http://c-hssc.mlit.go.jp>（居住支援協議会推進室 HP）

居住支援法人：<https://www.mrs-sc.mlit.go.jp>（居住支援法人サポートセンターHP）

【問い合わせ先】

住宅局安心居住推進課 TEL：03-5253-8111

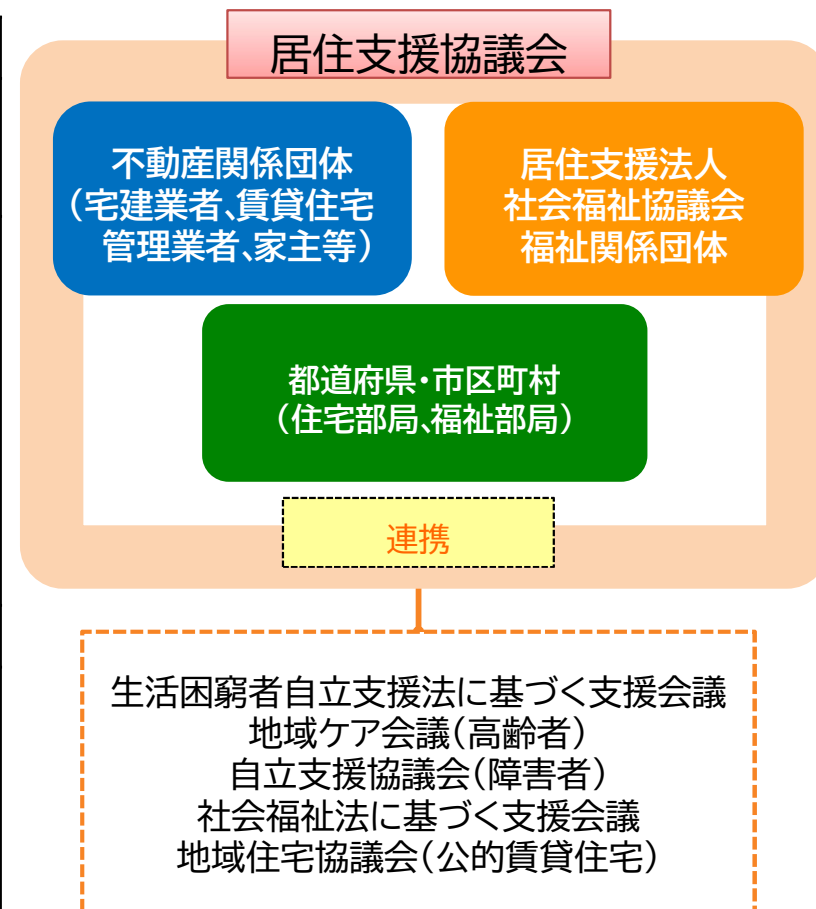


居住支援協議会等活動支援事業※1の概要

令和8年度当初予算 : 10.81億円

○居住支援協議会※2、居住支援法人※3等が行う、住宅確保要配慮者※4の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業の立上げ等に対して、予算の範囲において当該事業の実施に要する費用の一部を支援
(事業期間 令和6年度～令和10年度)

居住支援協議会等活動支援事業(令和8年度当初)	
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会(都道府県・市区町村居住支援協議会、居住支援協議会設立準備会)、居住支援法人 等
補助対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市区町村居住支援協議会立ち上げ支援 2. 地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備 3. 居住支援協議会設立に向けた準備に係る取組 4. 入居前支援(相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等) 5. 入居中支援(見守りや生活相談、緊急時対応等) 6. 地方公共団体等との連携(居住サポート住宅の供給促進 等) 等
補助率	定額(国10/10)
補助限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県居住支援協議会 ……上限5,000千円 ・市区町村居住支援協議会 ……上限5,000千円 ・居住支援協議会設立準備会 ……上限3,500千円 ・居住支援法人 ……上限7,000千円 (スタートアップ加算該当の場合は上限7,500千円)



※1 令和8年度居住支援協議会等活動支援事業(住宅確保要配慮者居住支援協議会及び住宅確保要配慮者居住支援法人が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業)

※2～4 それぞれ住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第81条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会、または、その設立を目的とする設立準備会、第59条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人、第2条第1項に規定する住宅の確保に特に配慮を要する者をいう。

居住支援協議会

- ・地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- ・設立状況;176協議会(全都道府県・140市区町)が設立(R7.12.31時点)

居住支援法人

- ・都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人・財団法人を含む)、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等を指定
- ・指定数;1,120法人(全都道府県合計)が指定(R7.12.31時点)

居住支援法人の活動支援事業の概要

令和8年度当初予算
居住支援協議会等活動支援事業
(10.81億円)の内数

- ・ 一応募あたりの補助金の額は、「基本項目」と「特定項目」、「スタートアップ支援」の合計額以内の額とする。
- ・ このほか、地方公共団体、市区町村居住支援協議会等と一定の連携をしていること等が要件。

分類		入居前相談支援を 週30時間以上実施	入居前相談支援を 週15時間以上30時間未満実施
基本	(1)入居前相談支援【必須】	上限3,000千円	上限1,000千円
	(2)入居中の居住支援	上限1,000千円	
特定	(3)特定居住支援	①障がい者向けの入居前の相談支援	上限300千円
		②刑務所出所者向けの入居前の相談支援	上限300千円
		③孤独・孤立対策に資する居住支援	上限300千円
		④外国人向けの居住支援	上限300千円
	(4)地域の居住支援体制整備	①居住支援法人として関与した居住サポート住宅の計画認定に向けた準備	上限1,000千円
		②地方公共団体等から依頼された居住支援案件	上限400千円
		③残置物処理等業務	上限400千円
(5)スタートアップ支援	応募時点までに指定を受けた居住支援法人		
	上限500千円	上限300千円	

(参考)居住支援に活用可能な補助事業等【国土交通省等関係】

- みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業
- 人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業
- セーフティネット専用住宅・居住サポート住宅改修事業
- 賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)

(参考)市区町村等からの委託等により、活用可能な事業【厚生労働省関係】

- 自立相談支援事業(生活困窮者自立支援制度)
- 地域居住支援事業(生活困窮者自立支援制度)/被保護者地域居住支援事業
- 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業(介護保険法に基づく地域支援事業)
- 住宅入居等支援事業(障がい者総合支援法に基づく地域生活支援事業)

(参考)過年度の補助金額の実績

令和5年度 平均約2.4百万円
令和6年度 平均約2.4百万円
令和7年度 平均約2.1百万円

住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）
 【改正：令和6年6月5日公布、令和7年10月1日施行】

一部厚生労働省との共管

経済的支援

国と地方公共団体等による支援

【賃貸人等への支援】

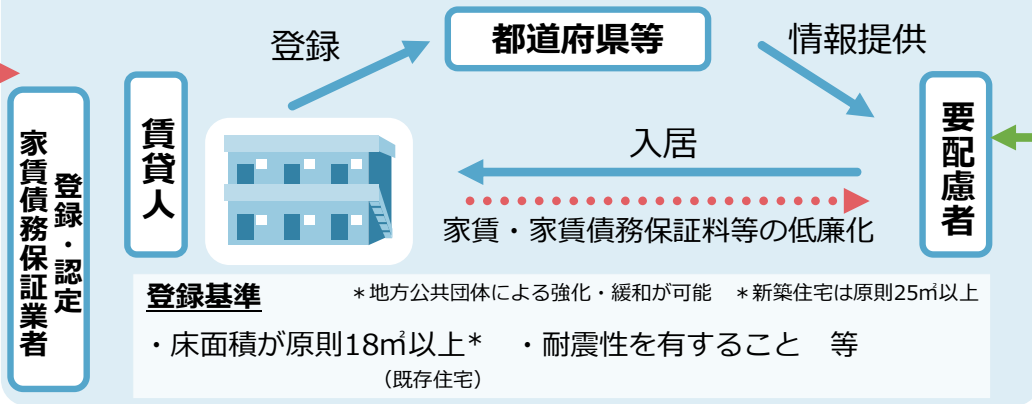
- ・改修費補助
（国の直接補助あり）
- ・改修費融資
（住宅金融支援機構）
- ・家賃低廉化補助
- ・住替え補助

【保証会社等への支援】

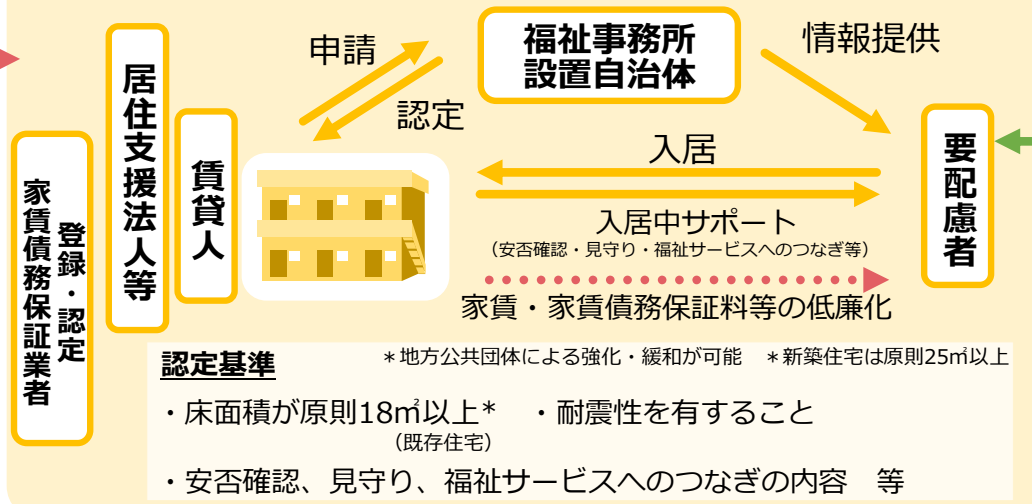
- ・家賃債務保証料等低廉化補助
- ・家賃債務保証保険
（住宅金融支援機構）



住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット登録住宅）の登録制度



居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅（居住サポート住宅）の認定制度



地域の居住支援体制の整備

（地方公共団体が設置する居住支援協議会の活用）

居住支援協議会

不動産関係団体
 宅地建物取引業者
 賃貸住宅管理業者、家主等

居住支援団体

居住支援法人
 社会福祉法人、NPO等

地方公共団体

（住宅部局・福祉部局）

居住支援法人

- ・賃貸人に対する情報提供
- ・要配慮者に対する情報提供や入居中支援*
- ・残置物処理 等

*生活困窮者自立支援制度における地域居住支援事業等、自治体が実施する福祉事業を活用した支援も可能

都道府県 市町村 賃貸住宅供給促進計画

国 国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基本的な方針

入居支援等

立上げ等に対する支援

※セーフティネット登録住宅・居住サポート住宅の供給にあたっては、公営住宅等の公的賃貸住宅の活用も考えられる

居住支援協議会・居住支援法人の概要

居住支援協議会の概要

○住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体が、不動産関係団体、居住支援団体等と連携して、居住支援協議会を設立（努力義務化）

(1) 設立状況 176協議会が設立（令和7年12月31日時点）

○ 都道府県（全都道府県） / 市区町村（140市区町村）

(2) 居住支援協議会の機能・役割

- ①関係機関、団体等がつながり、お互いを理解する土台作り
- ②最適な役割分担を話し合い、支援を円滑にする仕組みづくり
- ③多様なニーズに対応するため、地域資源を拡大・開発する資源づくり



居住支援法人の概要

○住宅確保要配慮者の居住支援に係る担い手として、都道府県が指定

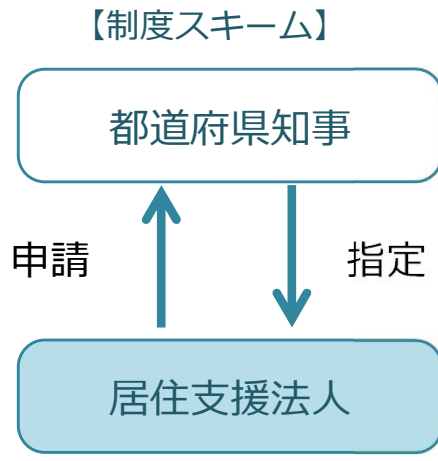
(1) 指定数 1,120法人が指定（令和7年12月31日時点）

(2) 居住支援法人の行う業務

- ①登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ②賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③見守りなど要配慮者への生活支援
- ④賃貸人への賃貸住宅の供給の促進に関する情報提供
- ⑤残置物処理等(モデル契約条項を活用して実施)
- ⑥①～⑤に附帯する業務

(3) 居住支援法人に指定される法人

- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人 ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社



【都道府県別指定状況】

